

司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員会合
(判例集等関係第6回) 議事要旨

令和7年6月17日(火)
午後3時22分から午後3時56分
於 小会議室

(総務局長)

各委員におかれては、御多忙な中、本会合に御出席いただき感謝申し上げます。前回の会合に引き続き、委員の皆様方には、裁判所の行うべき調査について、その適正さを担保するために多角的かつ忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

(各委員)

座長の梶木委員が進行することに異議なし。

(座長)

前回会合において、庶務から、裁判所ウェブサイトに掲載されている大法廷判決・決定の調査結果や判例集の補充調査結果について説明がされ、委員からは、それらの調査結果について特段の質問や意見はなかった認識である。本日は、まず、庶務からの報告書の作成状況の説明を聞いた上で報告書について議論し、その後、これまでの調査の結果などを踏まえた今後の調査の在り方について議論したいと思うが、いかがか。

(各委員)

異議なし。

(座長)

では、報告書の作成状況について庶務から説明をお願いしたい。

(第二課長)

報告書(案)については、前回会合における議論も踏まえて作成したが、本日の会合での意見等も参考にし、必要な修正をした上で、所要の手続を経て公表することを予定している。そのため、報告書(案)については、議事要旨の資料としないこととしたいと考えている。

なお、今回の調査で発見された相違箇所については、後日、従前と同様の方法で裁判所ウェブサイトに掲載することを予定している。

(座長)

報告書(案)を議事要旨の資料としないことについて御意見はあるか。

(各委員)

報告書（案）を本会合及び議事要旨の資料としないことに異議なし。

（座長）

では、報告書（案）について意見を伺いたい。なお、前回会合と同様、報告書の記載内容に関する議論については、議事要旨には残さない扱いとしたいが、いかがか。

（各委員）

議事要旨に残さない扱いとすることに異議なし。

（各委員）

（報告書（案）の記載内容について議論を行った。）

（座長）

次に、これまでの調査の結果などを踏まえた今後の調査の在り方についての議論に進みたい。庶務から説明をお願いしたい。

（第二課長）

最初に、調査結果を総括すると、調査対象となった裁判所ウェブサイトに掲載されている合計 855 件（民事 255 件、刑事 600 件）の大法廷判決・決定については、相違は古い年代に集中し、発見された相違の大半（約 86%）は形式面の相違や明らかな誤字脱字等の明白な誤りであり、意味内容に大きな影響のある相違は発見されなかった。

加えて、第 2 回会合までに調査した判例集の一部について、改めて分析し直したところ、相違の傾向は前述の裁判所ウェブサイトにおける調査結果と同様であった。

小法廷における判決・決定やその余の判例集掲載の判例について調査を行った場合でも、今回の調査で判明した相違の種別・状況やその原因分析の結果に照らせば、相違の傾向は、同様に、古い年代に集中し、形式面の相違や誤字脱字などの明白な誤りが多くなることが推測される。

一方で、未調査の小法廷における判決・決定やその余の判例集掲載の判例の照合調査を行う場合の作業量については、調査対象判例数による単純比較による算出ではあるが、判例集掲載の判例の調査は今回の大法廷判決等全件調査の 10 倍程度、小法廷における判決・決定の調査は今回の大法廷判決等全件調査の 30 倍程度と想定される。そのため、これら未調査のものについて全数的な調査を実施することは現実的に困難を伴うものと考えている。

以上のような事情を踏まえ、事務当局としては、未調査の判例等について、大法廷判決等のような網羅的な調査は一区切りとするものの、今後も裁判所ウェブサイトや判例集について誤りを発見した都度、訂正していくことを考えている。

なお、訂正事務の具体的な方法については現在検討中であるが、例えば、誤りを発見した場合には、その誤りがウェブサイトのものであれ、判例集のものであれ、裁判所ウェブサイトの記載を正しいものに訂正した上で、裁判所ウェブサイトの記載を参照していただくようお知らせすることを考えており、誤りを発見した判例・決定のリストの一覧表を作成してウェブサイトに掲載することなども考えている。

(座長)

調査の作業量について言及されたが、もう少し詳細な説明をお願いしたい。

(第二課長)

大法廷全件調査に当たっては、約140名の職員が、通常の業務に加えて、照合のために必要な複製作業、照合作業を行った。

複製作業については、約1年の期間、1か月の実稼働日のうちの10日につき毎日2時間、4名の職員が行った。

上記複製作業と並行して実施した照合作業については、約2年の期間を費やして、大法廷全件調査対象の大法廷判決等の総頁数は7379頁（ウェブ掲載判決を基準）になるが、少なくとも1頁8分程度を要して行った。

照合作業終了後、相違箇所ごとに相違の分析を行い、最終的に、複製作業、照合作業、分析作業で約3年を要した。

(座長)

ほかに、今後の調査の在り方について御質問・御意見はあるか。

(神田委員)

現在の判例集の刊行事務フローや裁判所ウェブサイト掲載における事務フローからすれば、相違が起こりにくい態勢が構築されているという認識で間違いはないか。

(第二課長)

両者の事務フローはそれぞれ異なるが、現在の事務を前提とする限り、そのような認識で間違いはない。

(神田委員)

今回の相違問題を受け、今後、将来的に判決原本が電子化された後も含め、一層相違が生じにくい事務の構築を目指して尽力してほしい。

(第二課長)

承知した。

(高橋委員)

今後、裁判所ウェブサイトが最高裁判例の重要な発信の場として位置付けられるのであれば、裁判所ウェブサイトのバックアップデータの保管、セキ

セキュリティ対策などをしっかりと行い、データが消えることのないようにしてもらいたい。また、文書読み取りにおける互換性の維持にも留意してもらいたい。

(第二課長)

現在も裁判所ウェブサイトのバックアップデータは保管されており、またセキュリティについても政府基準に沿って必要かつ適切な対策を行っているが、引き続き、適切にデータの管理保存を行っていきたい。

(座長)

今回の調査によって発見された相違は、その大部分が形式面の相違や明らかな誤字脱字などであって、意味内容に大きな影響のある相違は発見されなかった。このような調査結果の内容と今後の作業量の点とを併せて考えてみれば、今後の調査の在り方に関する事務局の方針は、合理的な結論だと思われる。

(座長)

今回の会合において、報告書や今後の調査の在り方についての議論もされたが、この会合において議論すべき点はほかにあるか。ないのであれば、本日の会合をもって、判例集等関係の司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員会合を終えたいと思うが、いかがか。

(各委員)

本日の会合をもって終了することに異議なし。

(座長)

それでは、本日の会合をもって、判例集等関係の司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員会合を終了することとするが、最後に総務局長から何かあるか。

(総務局長)

本会合の終了にあたりまして、一言御挨拶をさせていただく。

各委員の皆様方には、第1回会合から本日の会合までの計6回にわたり、裁判所の行うべき調査の内容や方法、調査結果、今後の調査の在り方に至るまで、多角的かつ忌憚のない御意見、御助言を多数賜り、心から感謝申し上げます。

調査の結果、判決の全体の意味内容に大きな影響をもたらすような相違は見当たらなかったが、数多くの相違が発見されたことは、裁判所ウェブサイトや判例集への信頼を損ないかねないものであり、非常に重く受け止めている。

このような結果となったことに鑑み、引き続き、真摯に事務の遂行に努め

ていく所存である。

(座長)

これをもって、判例集等関係の司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員会合を終了する。